

令和元年度

与田切川上流地点発電所建設工事に伴う調査・設計業務

特記仕様書

令和元年5月

長野県企業局

南信発電管理事務所

第1章 総則

1 適用

本特記仕様書は、長野県企業局南信発電管理事務所が実施する「令和元年度 与田切川上流地点発電所建設工事に伴う調査・設計業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本特記仕様書に明記されていない事項でも本委託業務遂行上当然必要と思われる事項等については、受託者の責任において完備するものとする。

2 業務目的

本業務は、与田切川上流地点発電所建設工事に伴う正常流量検討及び既設与田切発電所取水堰堤改修の基本設計を行い、最終的に各施工業者から提出される設計図書を取り纏め河川法等の許可申請書の作成を行うものである。

3 業務概要

与田切川正常流量検討	一式
与田切取水堰堤改修基本設計	一式
河川法等申請書類作成	一式

4 履行期間

令和3年3月10日まで（債務負担行為設定済）

5 業務対象地域及び対象設備

本業務の対象地域は、別添地形図のとおりとする。

対象設備は以下のとおり。

（1）与田切川上流地点発電所（新設）

取水口、水圧管路：約1km、発電所、放水口

（2）与田切発電所（既設）

取水口、導水路：約1.7km、水槽、水圧鉄管：L=996m、発電所、放水口

第2章 業務内容

1 与田切川正常流量検討

- (1) 対象区間について「正常流量検討の手引き（案）」に基づき検討計画書を作成し、河川管理者等と協議・現地確認のうえ実施内容を決定する。

対象区間：与田切川上流地点取水口予定地点から既設与田切発電所放水口地点
(別添地形図のとおり)

- (2) 検討計画書に基づき、9項目別必要流量の検討を行い正常流量の設定を行う。
- (3) 検討結果に基づき実施する、河川管理者、関係市町村、漁業協同組合等関係機関との打合せ協議のための資料を作成し、打合せに出席する。

《技術提案書記載事項》

- ・各検討項目ごとの検討要否を整理し一覧表にまとめて提示すること。
- ・検討が必要な項目については、検討を行ううえでの課題及び観測場所、時期、方法等の具体的な検討計画を提示すること。なお、課題・計画の根拠として他地点での実績等があれば参考のため記載すること。
- ・各検討段階において、意見聴取を予定している学識経験者、専門家がいる場合、氏名、主な経歴等を記載すること。

2 与田切取水堰堤改修基本設計

与田切川上流地点発電所は既設与田切発電所取水設備の沈砂池に直接放水（最大1.8m³/sの注水を想定）する計画である。このため、既設与田切発電所の取水堰堤では既存の最大取水量2.4m³/sを取水する必要がなくなるため、適切な規模の堰堤に改修するための基本設計を行う。

- (1) 与田切川上流地点で取水後の残流域の流況を勘案し、最適規模の取水量検討を行う。
- (2) 既設与田切川取水口地点では出水により巨石を含む土石流が発生し、たびたび大きな被害を受けているため、その対策及び維持管理面も考慮し取水堰堤の改修計画を検討する。
- (3) 本設計の成果品は、公募型プロポーザル方式により堰堤改修工事を発注する際の使用を想定しており、必要となる一般図の作成を行う。

《技術提案書記載事項》

- ・本設計を行ううえで、必要なる検討項目、課題等を整理し、それらを解決するための検討手法・内容について具体的に記載すること。
- ・上記検討項目、課題等を解決するための取水堰堤改修案の具体例があれば提示する

こと。（複数提示も可）

なお、提示された具体例が契約後の本業務の検討結果を拘束するものではない。

- ・設計の各段階において、意見聴取を予定している学識経験者、専門家がいる場合、氏名、主な経歴等を記載すること。

3 河川法等申請書類作成

与田切川水系関連事業として予定している工事は以下のとおり。これらの工事を施工するため必要となる河川法等の申請書作成を行う。

なお、申請書作成に必要となる計算書、図面等は工事契約業者から入手するものとし、その他相互の工事に関連する資料は本業務において作成すること。

予定工事一覧

工 事 名	発注方式	契約予定時期
与田切川上流地点発電所建設工事	公募型プロポーザル	令和元年11月
与田切発電所大規模改修工事 ^(※1)	公募型プロポーザル	令和元年11月
与田切川取水堰堤改修工事	公募型プロポーザル	未定 ^(※2)

(※1) 水車発電機及び屋外送変電設備 一式更新

(※2) 本業務の「2 取水堰堤改修基本設計」を受け工事を発注する。

《技術提案書記載事項》

各工事の着手予定時期は令和3年度上半期を想定している。各種検討の期間、関係機関等との協議実施時期、河川法申請までの本業務に係る工程及び許可までの全体工程について提示すること。

(河川法の許可は想定される審査期間とし、本業務期間外に設定しても良い)

4 報告書作成

本業務の経緯及び設計図書、申請書類等についてとりまとめを行い、報告書を作成する。なお、監督職員が業務中間時点でのとりまとめを指示した場合は対応すること。

第3章 雑則

1 打合せ協議

打合せ協議は次のとおり（予定）とし、打合せ場所は南信発電管理事務所とする。なお、初回と終回には、原則として管理技術者が出席するものとする。

(1) 業務計画書提出時

- (2) 現地調査着手前 1回
- (3) 現地調査結果報告時 1回
- (4) 中間打合せ 3回（各業務成果完成時）
- (5) 成果品納入時
- (6) その他 監督職員が必要と認めた時

2 資料の貸与

発注者が貸与する資料は次のとおりとする。なお、受注者は本業務において借用の必要がなくなった時には、当該資料を速やかに返却するものとする。

- (1) 平成30年度 与田切川上流地点発電所可能性調査業務報告書
- (2) 既設与田切発電所関係完成図書
- (3) 与田切発電所各種測定記録
- (4) その他必要な資料については協議による

3 安全管理

- (1) 作業実施にあたり、水陸交通の妨害や公衆への迷惑が生じないように、受注者の責任において十分な管理に努めなければならない。
- (2) 作業実施にあたり、必要に応じてヘルメット・救命胴衣等を着用するなど、安全に留意しなければならない。
- (3) 雨天のもとでの作業実施の場合は特に、安全や健康管理に十分配慮しなければならない。

4 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品に係る実施要領及び長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等は別添のとおり

5 成果品の提出

成果品の提出先は、長野県企業局南信発電管理事務所とする。なお、成果品には各種申請に必要な申請書（必要部数）を含むものとする。

6 疑義

本業務の実施にあたり、本特記仕様書に明記のない事項またはその内容に疑義が生じた場合、速やかに監督職員と協議するものとする。

電子納品に係る実施要領

(平成 27 年 9 月 29 日制定、平成 31 年 3 月 8 日一部改定)

(目的)

第 1 この要領は、長野県の建設工事及び建設工事に係る測量設計業務等（以下、「工事等」という。）における電子納品を進めるための実施方法等を定め、公共工事における C A L S / E C の推進を図ることを目的とする。

(電子納品の定義)

第 2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における活用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(対象工事等)

第 3 原則として全ての工事等を対象とする。ただし、発注機関の長が不要と認めた場合はこの限りでない。実施内容として次により区別するものとする。

- ・受注希望型競争入札による工事等：電子納品を原則とする
- ・参加希望型競争入札による工事等：協議により電子納品又は紙納品を選択

2 中小規模の工事等における電子納品を推進するため、前項に規定された案件の中から発注者の指定した案件について、推進事業案件とし、別に定める I T アドバイザーを活用した「電子納品推進事業」実施要領により実施するものとする。

(対象成果品)

第 4 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・土木工事共通仕様書（施工管理基準、写真管理基準等を含む）
- ・測量業務共通仕様書
- ・地質・土質調査共通仕様書
- ・設計業務共通仕様書
- ・用地調査等共通仕様書（第 3 章～第 3 章の 7 に該当するもの）

(経費の取り扱い)

第 5 電子納品の作成に係る経費の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第 11 で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。

- 1) 工事：共通仮設費率に含まれるものとする。
- 2) 業務：各分野の積算基準で定める「電子成果品作成費」を計上するものとする。

(要領・基準)

第 6 長野県の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。【別記】

(運用に関する手引き)

第7 長野県の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。【別記】これに定めのない事項については、国土交通省関東地方整備局の「電子納品に関する手引き(案)[土木工事編][業務編]」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・要領・基準類の長野県での読み替え
- ・受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・電子納品対象書類の範囲
- ・電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・施工中の書類の取り扱い
- ・電子成果品の保管管理
- ・長野県では、工事帳票及び工事写真も電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル(index_c.xml、index_d.xml)により管理されるものとします。

(協議確認事項)

第8 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

①着手時協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「着手時チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議するとともに、データバックアップ体制やコンピュータウイルス対策方法について確認を行う。

②検査・納品前協議

竣工検査(完了検査)・納品前において、電子成果品に対する円滑な検査実施を確保するため「検査・納品前協議チェックシート」を用いて実施する。

(納品媒体)

第9 納品する電子媒体は基本的にCD-RもしくはDVD-Rとする。CD-Rの論理ファイルフォーマット形式はJoliet※とし、DVD-Rの論理ファイルフォーマット形式は、UDF(UDF Bridge)とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

(納品物のチェック)

第10 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省から提供される最新版の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウイルスチェックを行い、ウイルスが検出されないことを確認することとする。

(工事等完成図書の提出部数)

第11 建設工事電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代えるものとし、提出部数は以下のとおりとする。

①工事完成図書

電子納品対象書類	電子媒体(CD-R・DVD-R)	2部(正・副)
	紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」	1部(その他協議による)
上記以外	紙媒体	1部

②業務完成図書書類 電子媒体(CD-R・DVD-R) 2部(正・副)

紙成果物が必要な場合は、別途必要経費を計上するものとする。

・電子媒体ラベルへの記載項目のうち、工事等名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

（電子納品の検査）

第 12 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として発注者が行うが、受注者が自主的に用意することを妨げない。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

（適用）

第 13 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事等から適用する。

※ J o l i e t（ジョリエット）

マイクロソフト社が設計した、ISO9660 の拡張規格であり、1 文字 2 バイトで表現する Unicode を採用し、128 バイト（64 文字）までの長いファイル名に対応しています。流通しているほとんどの OS が対応しており、Joliet を利用できないシステムでも ISO 9660 レベル 1 として読み込めるようになっていることから、ワープロソフト等で一般的になった 4 文字の拡張子に対応するため、電子納品に関する要領・基準での標準として採用しました。

（国土交通省電子納品運用ガイドラインによる）

【別記】長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(平成31年4月1日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

要領・基準

- | | |
|-------------------|----------|
| ・ 工事完成図書の電子納品等要領 | 平成28年3月 |
| ・ 土木設計業務等の電子納品要領 | 平成28年3月 |
| ・ C A D 製図基準 | 平成29年3月 |
| ・ デジタル写真管理情報基準 | 平成28年3月 |
| ・ 測量成果電子納品要領 | 平成30年3月 |
| ・ 地質・土質調査成果電子納品要領 | 平成28年10月 |

ガイドライン類

- | | |
|--------------------------|---------|
| ・ 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】 | 平成30年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【業務編】 | 平成30年3月 |
| ・ C A D 製図基準に関する運用ガイドライン | 平成29年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【測量編】 | 平成30年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】 | 平成30年3月 |

○国土交通省関東地方整備局「運用に関する手引き」は以下のとおり。

- | | |
|-------------------------|----------|
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[土木工事編] | 平成21年10月 |
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[業務編] | 平成21年10月 |

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- ・ 国土交通省から提供される電子納品チェックシステムの最新版
- ・ OCFの「SXF確認機能検定」に合格したソフトウェア
(CAD製図基準に基づいて作成された図面を見る場合)

○長野県では、工事帳票及び工事写真も電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル(index_c.xml、index_d.xml)により管理されるものとします。

<参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」
http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/
- 関東地方整備局「CALS/EC ホームページ」:
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000009.html>
- 電子納品チェックシステム http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/